

第 2 5 回岩手県環境審議会

日 時 平成 2 4 年 9 月 2 4 日 (月) 1 3 時 3 0 分 ~
場 所 ホテルルイズ 3 階 万葉の間

1. 開 会

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 ただいまから第25回岩手県環境審議会を開催いたします。

ご出席いただいている委員の皆様は、委員及び特別委員総数31名のうち26名であり、過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、本審議会にあつては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報を県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめご了承願います。

2. あいさつ

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 では、はじめに工藤環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

○工藤環境生活部長 環境生活部長の工藤です。皆様方お忙しい中をこのようにお集まりいただきまして大変ありがとうございます。また、日頃から環境行政の推進につきましてご理解、ご支援をいただいていることに対しまして感謝を申し上げます。

さて、早速でございますが、本日議題といたしますのは、放射性物質による大気汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とされることとなりました。これに伴いまして、県の環境基本計画、一昨年のもに策定したのですが、これにおける関連事項の追加をしたいと考えてございます。また、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例についても一部改正が必要だということでご審議を賜りたいと存じます。また、部会でいろいろご審議をいただいた事項をご報告させていただきますほか、事務局からは災害廃棄物、いわゆる震災がれきですね、これの処理の現況についてご報告をさせていただきますと考えております。

本日は本当に限られた時間ではございますが、委員の皆様方には忌憚のないご意見を頂戴いたしたく、よろしくお願い申し上げます。簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 次に、議事に入ります前に、今回人事異動により特別委

員に異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

東北経済産業局資源エネルギー環境部長、吉田功特別委員でございますが、本日は代理として松本循環型産業振興課長にご出席いただいております。

それから、東北地方整備局企画部長、森吉尚特別委員でございますが、本日は代理として企画部、原田環境調整官にご出席をいただいております。

3. 議 事

- (1) 岩手県環境基本計画の追加事項について
- (2) 「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」の一部改正について

○伊藤部副部長兼環境生活企画室長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、以降の進行は大塚会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

○大塚会長 大塚でございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

非常に暑くて長い残暑ですね、先週一段落したと思えば、急に涼しくなって体調管理も大変かと思えますけれども、農作物とか、動植物等にも多少の影響があるのではないかと懸念しております。

本日は、先ほどご挨拶にもございましたけれども、放射性物質による大気汚染等の防止のための措置に関する事項について、岩手県の環境基本計画に追加するといったような内容についてお諮りすることになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座りまして議事を進行させていただきます。

お手元のほうの次第にございます議事に入ります。

まず1番目は、岩手県環境基本計画の追加事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○伊勢環境生活企画室企画課長 環境生活企画室企画課長の伊勢でございます。では、ただいまから岩手県環境基本計画の追加事項についてご説明させていただきます。ちょっと長くなりますので、座って説明させていただきます。

まず、資料1の1、1枚ものがございますけれども、こちらをご覧いただきたいと思えます。

1の概要でございます。先ほど来申し上げましたとおり、放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とされることに伴いまして、県の環境基本計画にそういった事項を加えようとするものでございます。このことに関しましては、前回の環境審議会でこのような作業に着手するところであるというご説明をいたしました。

2番目の理由でございますが、環境基本法という法律ございまして、これは直接的に県に環境基本計画の策定を求めているわけではないのですが、環境基本法のもとで国が講ずる環境の保全のための施策に準じた施策、要するに環境基本法で取り扱う施策に関しまして総合的かつ計画的な推進を図ることとされております。そのため、県においては計画を策定しているということになっております。

そこで、これまでは放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置は環境基本法のもとではなく、原子力基本法等のもとで施策が講じられてまいりましたが、平成24年6月27日に原子力規制委員会設置法が公布されまして、環境基本法の対象となったところでございます。こうしたことから、先ほどの国の施策に準じた政策の中にこれらが含まれることになったことから、県の環境基本計画においてもそういった事柄について追加記載しよう、改正しようとする理由でございます。

3の追加記載の考え方ですけれども、これはどのくらいの規模でどのくらいの内容を書き込むかということなのでございますが、新たに環境分野が追加されたような場合には、それを測定するための機器の整備とか、あるいは測定方法の実行計画の策定といった大きな取り組みが計画に記載される場所なのでございますけれども、これらは昨年度において全て完了確定しているところでございます。例えば、通常県の観測機器の整備台数というのは、年間1台ないし2台ぐらいの予算で精いっぱいなのでございますが、モニタリングポストに関しましては、昨年度中に一遍に9台増設したところです。これは普通であれば五、六年に相当する分をたった1年間でやったというような状況でございまして、そういった内容がもう全て完了しているといったところでございます。そこで、今回の修正では現状及び今後における喫緊の取り組みについて施策をもとに整理、記載しようとするものでございます。内容としては、第3章、施策の方向、第4章の指標、ここの部分について追加したところでございますが、これは後ほど詳しくご説明いたします。5のスケジュールについては6月7日、こ

これは前回追加しようとしているというご説明したということでございます。続きまして6月27日に法律が公布されましたが、ここから3カ月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行予定とありますが、9月19日に施行されました。その関係で、原子力規制委員会が設置されたということですので、9月19日に施行済みでございます。本日、これからの予定でございますが、審議していただくということでございます。

なお、具体的な取り組みに関しましては、この環境基本計画は環境分野における基本的な計画でございますので、この詳細部分につきましてはこれも先ほど昨年度において確定しておると申し上げました。例えば岩手県東日本大震災津波復興計画、原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応指針及び方針、放射線量低減に向けた取り組み方針等に基づいて詳細な部分については進めていくということでございます。

なお、本日は資料の1の4、5、6ですが、これらが今申し上げた方針でございます、この方針に基づいて、現在作業を進めているということでございます。本日は詳細をご説明申し上げますが、後でご覧いただければと思っております。

では、次に具体的な改正部分でございますけれども、資料1の2をご覧くださいと思います。資料1の2の1枚めくっていただきまして、目次があります。本日は改正にかかわる第3章の節の部分については全部印刷してございます。下のほうに四角の枠で囲ってあります修正箇所というのがありまして、第3章のそれぞれのページでここが変わっていますよということなのでございますが、第3章第2節に関しましては、放射性物質に汚染された廃棄物関係を記載しております。上の目次でいいますと第3章の第2節の2の廃棄物の不適正処理の防止等、この部分に当たります。次が第3節は野生動物のモニタリング関係が載っておりますが、これは上で言うところの第3節の1、豊かな自然との共生、この部分に当たっております。次に第4節、モニタリング、除染及び普及啓発関係でございますが、これは上の目次の第4節の5、監視・観測体制の強化充実と公害苦情等への的確な対応、この部分を改正したところでございます。なお、指標のほうは表1本でございますので、後で説明いたします。

では、まず30ページをお開きください。30ページ、第2節循環型社会の形成の2の廃棄物の不適正処理の防止等の部分でございますけれども、ここの真ん中辺りに2-(2)、施策の展開方向、①とありまして、黒丸が4つありますが、一番下、下線引いている部分ですね、「放射性物質に汚染された廃棄物について、県民の安全を確保した適正処理を促進します。」これは、もろもろの一般の廃棄物から、牧草から、廃棄物として出されてくるもの、これに関

しまして、適正処理について記載しているところであります。

2-(3)の皆さんと一緒に取り組んでいただきたいところですが、【生産者・企業】のところの1つ目の丸ですが、産業廃棄物の適正処理だったのですが、ここに（放射性物質に汚染された廃棄物を含む）を追加してございます。

次に、一番下の【市町村】の欄ですが、2つ目の丸、「放射性物質に汚染された一般廃棄物の管理・処理」、を追加してございます。

次が35ページでございます。35ページは、自然共生型社会の形成のところでございますけれども、一番下の黒丸のところですね、③の野生動植物との共生の推進のところの5個目の黒丸のところですが、「野生鳥獣に対する放射性物質の影響について測定を実施し、県民等への情報提供を行います。」と追加してございます。これは熊、鹿あるいは鳥類に関しまして、放射性物質のモニタリングを実施するというところでございます。

次に60ページをお開き願います。ここが一番記載部分の多いところでございます。第4節、安全で安心できる環境の確保の5、監視・観測体制の強化充実と公害苦情等への的確な対応、の前段の部分に関連するところとして追加しております。

60ページの真ん中辺り5-(1)、現状・課題の3つ目の丸、これを丸々追加しております。「福島第一原子力発電所事故により拡散し、土壌等に沈着した放射性物質の影響が認められます。放射性物質のモニタリングを継続的に実施するとともに、市町村等が行う放射線低減措置を支援するほか、放射線影響等に関する正確な情報を周知することが必要です」、この「また」以降ですが、「また、この放射性物質の影響に係る各分野における対応については、県民の安全安心を確保する観点から国の対応方針が示されない段階においても、迅速に課題解決に取り組む姿勢が重要です」ということで、この3つ目のセンテンスのところですが、今回は前例のない取り組みということで、様々な問題が発生してくるわけですが、それに対する国等の方針があらかじめ決まっているものとは限らないものが多いでございます。そういったものに関しましては、現場に近い県として迅速に課題解決に取り組むような姿勢を持って取り組んでいきたいということを書き込ませていただいております。

次が61ページでございます。61ページに関しましては、真ん中に④とありますけれども、この分が丸々追加でございます。「放射性物質による影響の把握等」でございます。1つ目の黒丸は、モニタリングや放射性物質濃度の測定のことを書いております。2つ目の黒丸は、主に除染のことを記載しております。3つ目の黒丸は知識等の普及啓発あるいは情報の公開等のことを記載しているところでございます。その下の5-(3)、「皆様に一緒に取り組んで

いただきたいこと」ですが、【市町村】のところの2つ目の丸、「放射線量低減への取組、住民への正確な情報提供」について、【県民・NPO】に関しましては、「放射線量低減に向けた県、市町村の取組への協力」といった記載をさせていただいておりました。

本文に関する修正点は以上でございます。

次に、指標でございますけれども、88ページをご覧くださいと思います。88ページでございますが、ここの真ん中に網かけで書いて見にくくなっているかと思いますが、64—2と64—3、この指標を2つ追加させていただいております。

1つ目がモニタリングポストの年間稼働台数ということで、切れ目なくモニタリングポストにおいて県内の放射線量の測定を行うという体制を維持しますということが書いてあります。64—3は除染実施計画に位置づけられた市町村のうち除染等実施市町村の割合で、これは第2期アクションプランのほうにも載っている指標でございますけれども、除染計画の着実な推進についての指標でございます。

以上が環境基本計画を修正しようとする場所のご説明でございます。

次に、関連いたしますので、資料1—3をご覧くださいと思います。毎回ご報告いたしております放射線影響対策に関する県の取り組み状況でございますけれども、このうち6月の審議会以降、主に追加されている部分についてお話ししたいと思います。2の環境関係の主な取り組みの(1)、(2)でございますけれども、3ページをご覧くださいと思います。3ページの【参考1】「モニタリングポストによる空間線量率の測定」でございますが、このNo.1から10と書いてありますが、先ほど申し上げました現在稼働しているモニタリングポストでございます。このうちNo.3はもともとございましたので、残り9台が昨年度中に追加配備されたものでございます。次に月平均の空間線量率ですが、奥州市に関しましては3月の0.103マイクログレイから8月には0.099マイクログレイ、マイナスの3.9%、一関市は12月の0.11マイクログレイから8月には0.099マイクログレイ、マイナス16.8%に、それぞれ時間の経過とともに低下しているというところでございます。

【参考2】「サーベイメーターによる地表付近の放射線量の測定」ですが、県では昨年6月以降、県内55地点において毎月1回サーベイメーターで測定しているところでございまして、9月の状況が4ページに載っている表でございます。それぞれについて1メートル、50センチ、5センチという高さで測定しているところでございます。県内3市町におきましては毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所数が昨年6月と比較して14カ所から4カ所まで減少してきているという結果になってございます。

それでは、また1ページのほうに戻っていただきまして、(3)降下物に関しましては、昨年の5月以降は不検出という状態が続いて考えます。

次に、(4)水道水ですけれども、3つ目のポツ、環境放射能水準調査として盛岡市の3カ月値を測定した結果は放射性セシウム0.0023ベクレルキログラムでありました、ということでございます。

次に(5)その他ですけれども、昨年度に引き続きまして河川37地点、地下水22地点、海水浴場2地点の調査をいたしましたけれども、水質の放射性セシウムは不検出でありました。

次の2ページにまいりまして、2.住環境の除染等でございますが、(1)県の独自の取組として行っている除染でございますけれども、これにつきましては調査を継続いたしております、必要があれば除染するといったような取り組みを進めております。

次に(2)放射性物質汚染対処特措法に基づく取組は、奥州市、一関市、平泉町の3市町の取り組みでございますけれども、夏休み等学校が休みになっているあたりから本格的に除染等の作業が進められてきている、現在も進んでいるという状況でございます。

3.放射性物質に汚染された廃棄物の処理でございますけれども、放射性物質に汚染された農林産物の処理につきましては、現在一関市に続きまして、遠野市でも10月からの本格処理に向けて準備をしているところでございます。なお、そのための予算でございますけれども、今回今度の9月議会に提案予定となっているところでございます。

4.広報、啓発でございますけれども、1つ目のポツの真ん中あたりですが、リスクコミュニケーションの一環として食品の放射性物質汚染による健康影響等を考えるシンポジウムを6月までに4回開催いたしました。なお、9月末に2回開催予定になっております。また正しい知識を深めて、理解を深めてもらうためにリーフレットを12万5,000部作成いたしまして、市町村や広域局を通じて配布したところです。県内3市町村には全戸配布したところでございますが、それが本日机のほうにお配りしたパンフレットでございます。

以上で事務局からの説明は終わります。

○大塚会長 ありがとうございます。ただいま、岩手県環境基本計画の放射性物質による大気の汚染などの防止のための措置に関する事項について追加記載するということの基本的な理由についての説明、そして具体的に追加記載事項内容について説明をいただきました。さらに放射線影響対策に関する県の取り組み状況についても報告いただきましたけれども、ただいまの説明内容につきましてご質問あるいはご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○中澤委員 35ページのところの追加のところなのですがすけれども、ちょっと細かいことになるのですけれども、文言がちょっと何か不適切なような感じがするのですけれども、放射性物質の影響について測定を実施すると書いてあって、影響は測定ではなくて調査で、先ほど説明あったモニタリングを行ってという形になるのではないかという気がするのですがすけれども。

○伊勢環境生活企画室企画課長 はい、これは動物の肉の放射線の測定をするという内容を書こうとしている部分ではあります。

○中澤委員 放射線量を測定して動物への影響を測定することではなくて、そういう肉類を測定するということなのでしょう。

○伊勢環境生活企画室企画課長 そうです。

○中澤委員 肉類への影響を調査するのか、生態に及ぼす影響を調査するのかというのが今の説明ではちょっとわからなかったのですがすけれども。

○伊勢環境生活企画室企画課長 正確に書けば野生鳥獣に対する放射性物質の測定を行い、その影響についてとなって、後ろの「測定」の記述が要らないのだと思います。参考にさせていただいて、文言修正いたします。

○中澤委員 検討をお願いします。

○伊勢環境生活企画室企画課長 はい。

○大塚会長 それでは、書きぶりについては少し検討していただくということでよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○渋谷委員 同じところ、35ページと、それから61ページなのですがすけれども、35ページは今の件と同じで、放射性物質の影響というのは野生動物にどういう影響があるかとか、いろいろな観点があって、測定はできないし、評価する部分だと思うのです。61ページにも関係があるのですけれども、61ページは「放射性物質濃度」と書いてあって、これ濃度なのか。私は専門ではないのでよくわからないのですがすけれども。

あと結果を県民等へ情報提供するというのと、ホームページで公表するというのは、ちょっと平仄が合っていないようなところがあるので、基本的には同じようなことだと思うのですがすけれども、表現ぶりとか、結果を誰にどうするかというのは合わせたほうがいいのではないかなという気がします。

○玉懸環境保全課総括課長 まず、35ページのほうの測定は、ここの部分は動物にどのような影響があるかを学術的に調べる部分ではなく、基本的にはこの放射性の種類と濃度を調べて、それで県民が食べていいのかだめなのかというのをモニタリングしている作業、活動をここでは書いております。国のほうでも野生鳥獣に対する放射性物質の影響については、研究課題として国の環境基本計画のほうで整理しておりまして、今のところその辺についての中身というのは示されておられませんので、ここの部分はよりわかりやすいような表記に改めようと思います。

また県民等への情報提供の部分は61ページと35ページの表現についてあわせて整理したいと思います。どちらも県民等への情報提供を行いたいという意味のことを書いているところであります。

○伊勢環境生活企画室企画課長 放射性物質については、種類と濃度を測定するというのが具体的な作業内容でございますけれども、各セクションで書きぶりが一致しないようなところもあるので、精査いたします。

○大塚会長 それでは、ただいまの意見を参考にすることですので、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○立身委員 プラスでちょっと書いていただきたいのは、資料1—3の3ページに参考の1と2として、1のほうはモニタリングポストによる空間線量率と、それから2のほうはサーベイメーターで地表付近を測定したと。このモニタリングポストということとサーベイメーターによる測定というものの違いということとあれですが、モニタリングポストのほうはグレイを使って表現して、サーベイメーターはシーベルト、マイクロシーベルトですね、この辺ちょっと説明が要るのかなという気がするのですが、どうでしょうか。

○伊勢環境生活企画室企画課長 被曝線量を評価するときには最終的にシーベルトに換算した結果でお示しして評価することになるのですが、モニタリングポストの場合はエネルギーを正確に測ることができますので、そこを中間の処理段階ということでグレイもお示ししているのですが、そのところがわかるような表記方法を工夫いたします。

○大塚会長 どうぞ。

○原田東北地方整備局環境調整官 恐れ入ります。2点ほど確認させていただきたいのですが、今回の岩手県の環境基本計画への追加事項ということなのでございますが、今回の修正では現状及び今後における既定の取り組みを施策ごとに整理記載すること

と、関係する対応方針が定められているので、詳細はそちらのほうに書いてあるからと、大きな方向だけ整理しましょうという話が1点ですよ。

それから、もう一点なのでございますが、60ページなのでございますが、丸の3つ目のパラグラフですか、この放射線からというところなのでございますが、国の対応方針が示されない段階においても迅速に課題解決に取り組む姿勢が重要ですという一文が追加されていますというご説明ございましたが、これ具体的にどんなことなのかなど。よくよく考えてみましたけれども、例えばこれ注意喚起とか、そういう捉まえ方でいいのか、あるいは具体的に何を指しているのか、もしそういう具体的な話があるのであれば教えていただきたいと思ったのでございますが。

○伊勢環境生活企画室企画課長 例えば国の対応方針的なものがあったとしても中身の具体的な取り扱いの規定がないといったような場合を想定しております。今ここでどれをどうだという話ではなく、必要なとき既に揃っているという状態ではないような場合、国の方針がないからとか、あるいは来るまで待つとか、そういうことではなく、自ら解決に向けて取り組む姿勢が大事ですという意味のことです。

○原田東北地方整備局環境調整官 恐れ入ります。別にどうこうと文句つけるつもりはさらさらないのでございますが、すごくいい一文だなというふうに思っていたのですが、これは何といいますか、姿勢というだけでございますので、例えば注意喚起なんかも姿勢の中に入るのではないのかなと私は思っていて、いい言葉使ったねというふうに思ったのですけれども、そういうふうに前広に捉まえておくような形でよろしいのですか。

○伊勢環境生活企画室企画課長 現状も今後も含めてそういったような姿勢で県としては考えていかなければならないというふうな考え方でございます。

○玉懸環境保全課総括課長 県の取組として、特措法に基づく除染実施区域の作業のほかに県独自に国庫補助対象とならない市町村に補助しておりますし、わかっている知見をもとに最善を尽くすということで、その姿勢をお示しするものでございます。

○大塚会長 はい、どうぞ。

○由井委員 まず、30ページの黒丸の4つ目の放射性物質に汚染された廃棄物について、先ほどの説明では牧草等を含むということでありました。これにつきまして、野生鳥獣とか食品とも関係しますけれども、例えば鹿とか熊について何回か新聞にも汚染レベルが基準を超えているというのが出ておりますし、基準を超えたものについては、猟期や有害捕獲で捕獲しないようにという指示も出ていると思います。ただ有害捕獲等で頭数を管理する意味で捕

獲が実施される場合がありますので、それを人間が使わない場合に死骸をどこに廃棄するかというのは既にルートが決まっていますでしょうか。

○玉懸環境保全課総括課長 鹿や熊については、肉について食品衛生法の基準をベースに食用に供することができるかできないかということをお伝えした上で、こういった場合には出荷の制限という形で要請しております。狩猟そのものを禁止するとかということではなくて、人の口に入らないようにするというところでございます。そして、従来からそういった狩猟で出てきた残渣、食べない部分については町中に持ってきた場合には一般廃棄物になりますし、山の中で埋める場合の留意事項等についても狩猟読本等で狩猟者の方に研修会等を通じてお示ししております。

○由井委員 適正に処理するように指導されているわけですね。

○玉懸環境保全課総括課長 はい、そうです。

○由井委員 場合によっては、廃棄物処理場に来るものもありますよね。

○大泉資源循環推進課総括課長 こちらのほうに持ってきて、外で解体したりした場合には家庭ごみとして出すことも考えられます。

○由井委員 その辺の指示ですよ、その分野は一気通貫でわかるようにしておいたほうがいいと思います。

○大泉資源循環推進課総括課長 はい、承知しました。

○由井委員 もう一つですけれども、食品とも関連しますけれども、海に泳いでいる魚ですね、あるいは海草、これは35ページの一番下の黒丸の野生鳥獣ではないですか、魚はどちらに入りますか、食品ですか。

○玉懸環境保全課総括課長 魚は農林水産物として別なカテゴリで把握しております。

○由井委員 つかまえば食品になるのですけれども、泳いでいるものの汚染がやっぱり心配ですよ。それで、先ほどの資料、追加資料1—3、1ページ目の一番下に下から3行目の右端、海域は環境省が今後実施予定と書いてありますね。それから、以前この審議会で確かお聞きしたと思いますけれども、放射能がまき散らされた後に岩手県が環境省等に要請したか、相談して、県独自で海域の放射線を調べるといのが出ていました。県は海水だけを調べていて、海で生きている生物の汚染状況は環境省が今後とも調べるということによろしいですか。

○玉懸環境保全課総括課長 海域については、まず海水と、それから底のほうの泥、いわゆる底質を測定しておりまして、こちらは環境省と県が協力してやっておりますけれど

も、深いところなので機材の調達は国が中心になって対応しておりました。そのほかに水産物、いわゆる魚介類につきましては水産庁と農林水産部が連携して対応しておりまして、毎週20種類程度の魚介類を測定して結果を公表しております。

○由井委員 魚については、県は直接測定していないということですね。

○玉懸環境保全課総括課長 県が測った分と、それから水産庁が測った分とそれぞれ合わせて公表しております。

○由井委員 県も海の中を泳いでいるものを測定しているということですね。

○玉懸環境保全課総括課長 測っております。

○由井委員 調べているというか、そういうことですね。

○玉懸環境保全課総括課長 環境研究センターのほうではなくて、水産技術センターから農林研究センターのほうに送って測っております。

○由井委員 そうですか。わかりました。

最後ですけれども、30ページ、先ほど私が申し上げた汚染された廃棄物について、県民の安全を確保した適正処理を促進しますと、記載してありますけれども、ここで言うのは循環型社会の形成にかかわって今回の原発事故の放射性に汚染された物質のことなのか、私が住みます滝沢村というところにラジオアイソトープの処理施設がありますね。あれもここに関係する文章なのですか、別ですか。

○玉懸環境保全課総括課長 今回追加します廃棄物は、福島原発事故由来の放射性物質によって汚染された廃棄物のことで、従前から原子炉等規制法、それから放射線障害防止法、あるいは医療法あるいは薬事法で規制されますような、いわゆる放射性同位元素、これはこちらには含まれておりません。

○由井委員 ないのですよね。

○玉懸環境保全課総括課長 はい。

○由井委員 一般の人が見るとわからないような気がすると思います。

それで、もう一つ、現実的には現場で滝沢のアイソトープのある処理場の川とかそこらでも今でもモニタリングしているのですが、そこではかったときに今度の原発の放射線とどう区別して公表されるのか、その辺もちょっとわからないのですが、その辺はいずれ県庁のほうで整理して一般県民にわかるようにご提示いただきたいと思います。要望です。

○大塚会長 そのほかいかがでしょうか。

はい。

○生田委員 資料1—3の2ページなのですが、その住環境の除染等のところで、学校や公園等の除染を行っているということなのですが、この除染した後の汚染された土壌ですね、それは今どのようになっておりますでしょうか。その下のところに放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理ということで汚染された廃棄物の処理は掲げてあるのですが、土壌の処理というものはどのようになっているか教えていただきたいと思います。

○玉懸環境保全課総括課長 除去土壌につきましては、耐水性のシートやフレコンバッグという容器に入れまして、そして地中に埋設保管しております。ほとんど現位置、その敷地の中の一角を利用して穴を掘って耐水性容器に入った土を埋設して、上に遮蔽のための土をまた盛るといって現位置保管しております、さらに空間線量率などはかって周辺よりも高くないということを確認しております。

○生田委員 そうしますと、项目的に何かここに設けなくてもいいということでしょうかね。

○玉懸環境保全課総括課長 個別の除染箇所ですと出てきた土のフォローアップといいますか、追跡監視という意味ですとそれぞれの管理者のほうで定期的に空間線量率を測っておられますので、特にこのところにはお示ししておりませんでした。

○大塚会長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○宮本委員 先ほどの1個前の質問とちょっと関係するのですがけれども、私が気になっていたのは川の生息物というものに関して、先ほどの話ですと海域に関しましては水産庁と漁業関係のものに関しては水産庁がやっているということで、川の魚とか生態系に関してもそこに含まれてくるのかというのもちょっと気になったので教えていただきたいのですがけれども。

○玉懸環境保全課総括課長 河川につきましては、県の中で役割分担して測定しております。深海がないので、県の持っている機材でも測定できます。それで、農林水産部で川の魚をとって測っています。具体的な魚種としてはウグイ、イワナ、ヤマメ、アユなどでございます。そして、私ども環境サイドでは川の水とさっき申し上げました水の底にある泥、底質をはかっております。また、川の近くには放射性物質が集まりやすいというようなことも指摘ありましたので、周辺の空間線量率もあわせて測っております。

○宮本委員 そういったほかの部署ではかったものというのを今度県民に知らせるというのでは一緒に公表することはお考えになっているのでしょうか。

○伊勢環境生活企画室企画課長 今この環境基本計画の修正という立ち位置のお話から

すれば、今お話ししたようなものは食品としての意味合いで調べておりますので、あくまでもこの環境基本計画の中で県民に公表するといったものには含まれていません。ただ、ここに書いてないから公表しないということではなくて、ここで公表するものはあくまでも環境保全、ここに関する領域のことについて書いてあるということでございます。

○大塚会長 ほかよろしいでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 それでは、ないようでしたら、議事の1の岩手県環境基本計画の追加事項については、以上とさせていただきます。

はい。

○玉懸環境保全課総括課長 先ほどのお尋ねのありました食品としての分析結果などの公表につきましては、庁内で共通の放射能に関するホームページや報道資料提供のほうでお知らせ申し上げております。

○大塚会長 よろしいでしょうか。では、議事1につきましてはいろいろ意見も出ました。それから関連することについてのご質問等ございましたけれども、基本的に資料1—2のところで示されました追加事項につきましては原案をお認めいただくということで、よろしいでしょうか。ただしその表現等について検討が必要ではないかという意見もございましたので、そういった意見を参考にしまして修正、検討していただければと思います。ということで、1につきましては原案どおりでご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○大塚会長 それでは、原案のとおり決定したいと思います。

では、次に議事の2に進みます。「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」の一部改正について、を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○玉懸環境保全課総括課長 環境保全課総括課長の玉懸と申します。よろしく願いいたします。

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部改正につきまして、お手元の資料ナンバー2によりご説明いたします。恐れ入ります、着席でご説明いたします。

まず、1の趣旨について、でございますが、県は県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的といたしまして、生活環境保全条例により水質汚濁防止法等の規制対象を広げ

る形で公害規制を行っております。このたび関係法令等が改正されまして、新たな規制項目等が追加されたことを受けて、生活環境保全条例の関係条項の改正を予定しております。改正内容について、環境審議会にお諮りするものでございます。

次の2の法改正の概要についてであります。不適正事案の発生防止、地下水汚染の未然防止等を目的として水質汚濁防止法等が改正されたため、関連する条項につきまして排水基準項目、それから基準値の改正、こういったものについて改正が行われております。また、有害物質を使用する施設に対して新たに構造基準が適用されております。

次の3、生活環境保全条例の主な改正点及び諮問事項についてであります。水質汚濁防止法等の改正を受けまして、生活環境保全条例の所要の改正を行うため、以下にお示ししました2つの事項を諮問いたします。1点目は、健康有害物質の種類、水質の汚濁に係る基準の改正、これいわゆる排水基準の改正でございます。

2点目は、健康有害物質使用汚水等排出施設の構造等に係る基準の新設、これはいわゆる構造基準と呼ばれるものでございます。なお、構造等に係る基準の新設につきましては、従前より岩手県環境審議会の議決事項である排水基準に準ずるものとして諮問するものでございます。

また、4の水質部会への付議につきましては、諮問事項のうち上記3の(1)につきましては、岩手県環境審議会運営規定第8条第4項別表第1によりまして、水質部会の議決事項となっております。また、3の(2)につきましても(1)と関連性が高い事項であることから、あわせて水質部会に付議し、一括審議くださるようお願いいたします。

最後に、5のスケジュールにつきましては、平成24年9月、本日改正内容について審議会に諮問し、今後パブリックコメントを実施する予定でございます。10月に審議会の水質部会で審議議決をいただき、25年2月に環境審議会に改正案を報告させていただき、岩手県議会2月定例会に議案を提出したいと考えております。

以上で資料によるご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○大塚会長 ただいま水質汚濁防止法等が改正されまして、それに伴いまして生活環境保全条例関係条項の改正を予定しているということですが、その改正内容について、当環境審議会に諮問するという形で、具体的には水質部会に付議して審議して、その結果を環境審議会に報告してもらいたいという一連の内容の説明でした。ただいまの説明内容につきましてご質問あるいはご意見がございましたらお願いいたします。

「なし」の声

○大塚会長 よろしいでしょうか、特にご意見ないようですので。

それでは、本日県から諮問されました「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」の一部改正につきましては、岩手県環境審議会運営規定第8条第4項及び第8条第5項の規定によりまして、水質部会の審議事項として付議しまして、水質部会でご審議いただきまして、その結果を審議会に報告していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4. 部 会 報 告

(1) 自然・鳥獣部会報告について

(2) 温泉部会報告について

○大塚会長 それでは、本日議事は終わりました、次に次第の4、部会報告に移ります。

環境審議会条例第8条第3項の規定によりまして、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとされている事項がございます、本日はその審議結果について報告をいただくということです。

それでは、まずはじめに自然・鳥獣部会の青井部会長さんから自然・鳥獣部会報告をお願いいたします。

○青井自然・鳥獣部会長 自然・鳥獣部会長の青井でございます。自然・鳥獣部会の報告事項は1件でございます。

資料一3をご覧ください。鳥獣保護区特別保護地区の指定につきまして、平成24年7月26日に知事から諮問がありました。これは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により、鳥獣の保護を図るために陸前高田市椿島・青松島鳥獣保護区特別保護地区につきまして、平成24年11月から10年間再指定をしようとするものでございます。位置図は裏面に出しております。

これにつきまして、審議の結果、指定を適当と認める旨を答申いたしました。

以上、自然・鳥獣部会の報告でございます。

○大塚会長 ありがとうございます。ただいま鳥獣保護区特別保護地区の指定について報告ございましたけれども、内容につきましてご質問等がございますでしょうか。

どうぞ。

○野澤委員 この保護すべき鳥獣は多分ウミネコだと思うのですが、今回の津波であそこはかなり直撃を受けているわけですが、何らかの修復を図るとか、そういった手立ては、必要は全くないのでしょうか。

○小野寺自然保護課総括課長 自然保護課総括課長の小野寺でございます。

ただいまのご質問でございますが、現地の調査まではまだ行っておりません。当該地区を今回諮問させていただきました件につきましては、この椿島・青松島を鳥獣保護区の特別保護地区ということで指定をするという内容でございます。今後につきましては地元市とも打ち合わせながら、必要があれば対応していくという考えでございました。

○大塚会長 そのほかございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 よろしいでしょうか。

それでは、次に温泉部会からの報告を部会長の越谷部会長さんからお願いします。

○越谷温泉部会長 温泉部会長を務めております越谷でございます。

では、温泉部会の結果についてご報告させていただきます。資料No.4をご覧ください。温泉部会では、温泉に関する事項の審議を行うこととなっております。今回ご報告いたしますのは、平成24年8月22日の審議結果についてであります。最初に、温泉掘削許可申請案件でございますけれども、2件ございまして、1つは整理番号1―1と書いてある株式会社プリンスホテルによるもの、それから整理番号1―2の東北水力地熱株式会社について諮問がございまして、その内容を検討したところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、許可相当と答申しております。

次に、動力装置許可申請案件について、でございますけれども、整理番号2―1に書いてあるところの一関市についての諮問がございまして、その内容を検討したところ、やはり既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、許可相当と答申しております。

温泉部会からの報告は以上でございます。

○大塚会長 ありがとうございます。ただいま温泉部会から温泉掘削申請等に対する答申について報告を受けましたけれども、内容につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 よろしいでしょうか。それでは、部会報告2件終わらせていただきます。

5. そ の 他

- (1) 災害廃棄物処理の現況について
- (2) その他

○大塚会長 それでは、次第5のその他に移ります。

ここでは、事務局から諸般の報告、説明などがございます。

まず、(1)としまして、災害廃棄物処理の現況について説明をお願いいたします。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 災害廃棄物対策課長の松本でございます。

お手元の資料No.5によりまして、災害廃棄物の処理の現況についてご説明をさせていただきます。なお、先週送付させていただいた資料に、広域処理の状況が載っておりますが、広域処理につきましては日々刻々状況が変わっておりますため、お手元に本日配付しました資料のほうで説明をさせていただきます。それでは、恐縮ですが、着席してご説明をさせていただきます。

それでは、資料No.5、災害廃棄物処理の現況についてご説明をいたしますが、説明の前に、災害廃棄物の処理責任と県の役割について若干復習をさせていただきます。災害廃棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきますと、一般廃棄物に該当いたします。ということで、本来であれば市町村が処理をする。岩手県の場合、12市町村沿岸にございますが、市町村が処理をするということが前提になりますけれども、昨年3月11日に発生した東日本大震災津波による被害が甚大であったことを踏まえて、国のほうで処理のためのガイドラインをつくっております。そのガイドラインによりまして、各県が被災自治体、岩手、福島、宮城でございますが、各県が廃棄物の処理計画をつくって市町村と調整しながら進めていくということになっておりまして、市町村によっては役場が破壊されたり、あるいは職員の多くの方々が犠牲になったりしたということで、廃棄物処理の実務をできないという市町村もございます。よって、そういった市町村につきましては地方自治法の規定に基づいて、希望によって市町村から県に事務を委託して処理を進めているということで、岩手県の場合、包括的に全部の市町村から委託を受けつつ、市町村独自でやる部分と県がお手伝いする部分と協議会等に基づいて、協議会といいますのは知事が会長をやって、市町村の首長さん、それから国の関係機関の方々に構成している協議会で協議をさせていただきながら進めているというような状況であります。本日は、これまで約1年半処理をしてきた途中経過についてご説明をしたいということでございます。

まず、第1の処理の進捗状況（平成24年8月27日現在）ということで、8月27日というちょっと中途半端な数字でありますけれども、発災当時から週単位で廃棄物の処理のデータを市町村と共有しております、8月27日というのが区切りからいくと8月末現在の数字ということで使っておりますので、ご理解をお願いいたします。

この表、字が小さくて恐縮なのですが、左側に12の市町村を並べておまして、次の欄、岩手県推計量ということで県が推計した当初の発生量の数字を載せております。これは重さ、トンで表記しております。洋野町が2万トン、久慈市が9万4,700トン、以下陸前高田148万1,800トンということで、合計525万400トンとなります。これは5月21日に開催しました第4回岩手県災害廃棄物処理推進協議会において承認をいただき、見直した推計量に対して、それぞれの種類に応じた8月27日までの処理量を表にしたものであります。一番右側に進捗率を記載しています。例えば洋野町であれば2万トンに対して1万2,895トン処理しているので、64.5%処理が終わっているというような表でございます。

合計をご覧ください。525万400トンに対して一番下の計のところ、右から3番目ですけれども、81万2,654トン処理をしておまして、全体で15.5%の処理ということであります。最近のデータでありますと9月10日現在では16.4%ということで、2週間程度で約1%程度増えてきているということになります。市町村別についてですけれども、発生量の多かった南の方、大船渡市、陸前高田市、ここの両市が比較的処理量が多い数字になっています。これは、大船渡市に岩手県の処理の中心となる太平洋セメント大船渡工場があるということと、それから大船渡市、陸前高田市においては魚の工場が被災しまして、町中に魚が散乱しました。それを早期に処理をしないと悪臭や害虫が発生するため、去年報道されましたけれども、その処理を昨年6月ごろから急いで行ったということで81万2,000トンに対して両市合わせた比率からいくと全体の7割ぐらいになるのですが、処理が進んでいるということになります。

一方、岩泉町などは0.8%、438トンと非常に少ない量になっておりますが、実は岩泉町につきましては、ほとんどが小本港周辺の廃棄物であります。実はこの小本港の廃棄物なのですけれども、宮古市の廃棄物を岩泉町の廃棄物の上に保管をしております。といいますのは、宮古市では魚市場、魚が産業の主流の地域でございますけれども、市場のところに仮置きしておりました廃棄物について、魚市場を再開させる必要があるということで暫定的に岩泉町の小本港のほうに移動しております。ということで、宮古の廃棄物を先に処理をしなければ、岩泉町のものにたどりつかないということで、やっとなら岩泉町の廃棄物のほうに手がつ

くようになっております。発生量は岩泉町のほうが少ないのですけれども、こちらについても県が委託を受けている部分でございますので、処理を進めていこうと考えているところがあります。

下のグラフを見ていただきたいと思います。緑の丸のついた線、これが実績でございます。一方、紺色の線、これが最終的に525万トンを昨年の10月あたりから一直線に線を引いたときに、この線に乗ってくると大体スムーズに処理がされているというような線でございますけれども、それと比較したものでございます。先ほどご説明したように8月末の段階で15.5%ということで、本来この紺色の線に乗せるためにはおよそ三十数%処理をしていないといけない時点でございます。この段階でどうなのだということになりましたが、数字上は大変遅れているということでございますが、これをいろいろ整理させていただくと、また上の表に戻っていただきますけれども、処理量の中で計のところから2つ左に移ったところに堆積物というものがございます。この堆積物の処理量がゼロになっております。当初から生活系の廃棄物、最初にご説明したとおり、悪臭とか、火災とかが発生するおそれのある廃棄物から処理を進めておりまして、津波堆積物、これは土砂が中心になりますが、そういったものについてはまだ処理をしていないというような状況になっておりまして、ここの処理を進めていくことによって、紺色の線のほうに近づけていきたいと考えているところでございます。

一方、可燃物については、上の表で申しますと木くずと可燃物なのですけれども、これらについてはおよそ25%処理ができていかなと思っております。岩手県内の処理施設の状況については、これは太平洋セメントのほか、1枚めくっていただきますと右側のページに内陸部の処理施設での処理状況というのがございまして、おおむね処理はスタートしております。当初の予定に対しておよそ90%程度の開始率ということになっておりまして、このままいけば岩手県内のものについては何とか処理できると考えております。

一方、この紙でいきますと広域処理の表にいろいろ書いてありますけれども、広域処理については、環境省と県が中心になって引受先の自治体と調整をしております。8月にその調整が何とかまとまりまして、今月の第1週に引受先の各自治体と事務レベルの打ち合わせをさせていただいております。その成果に基づいて、10月以降、既に東京とか秋田県には廃棄物が搬出されておりますけれども、これらの都道府県に廃棄物を搬出していくことになっています。可燃物については岩手県内の処理施設と、それから今お話しした広域処理で何とかなるだろうということでもあります。

一方、先ほどお話ししましたように、堆積物についてはほとんど処理がされていないという

ことで、これについてこの先何とかしていかなければならないということでございます。この6月に復興資材活用マニュアルというものを策定いたしまして、この堆積物や、あるいは不燃物からの土砂を活用する方針を立てました。現在これに基づきまして岩手県の公共工事の部局、県土整備部あるいは農林水産部、そのほかに国の公共工事を担当されている機関、そういったところと調整をさせていただいております。平成26年までに何とか使っていただくようにしまして、すべてなくしていこうと考えております。近々宮古市の撰待地区で防潮林を県の農林水産部でつくろうとしておりますけれども、地域の住民の方々への説明会は終わりました、できれば来月の初旬に津波堆積物由来の土砂を運び出したいと思っております、そこには1万9,000立米、およそ約3万トンの土砂を使うということで考えております。同様に、公共工事部門と調整をさせていただいて、できるだけ速やかに土砂系の廃棄物についても処理を進めていこうということで考えておりました、何とかできるだけ速やかにこの紺色の線に乗ってくるようにしていきたいと考えております。

資料につきましては、その次のページからは太平洋セメントや仮設焼却炉の状況、あるいは先ほどお話ししました岩手県内の内陸部の焼却施設とか、最後のほうには広域処理の状況について整理をさせていただいておりますけれども、平成24年8月27日段階の廃棄物の処理につきましては、今お話をさせていただいたような状況になっております。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。

○大塚会長 ただいま災害廃棄物処理の現況につきましてご報告、説明いただきましたけれども、内容につきましてご質問等ございますでしょうか。

○大澤委員 この中で、仮設焼却炉が今県内にどのくらい建てられているか、ちょっとご説明いただけますか。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 仮設焼却炉は、宮古市に岩手県が設置したものが1カ所、資料は1枚めくっていただいて、3の真ん中辺りの写真のちょっと下にございますけれども、3の仮設焼却炉の状況のとおりでございます、宮古市に1つ、それから釜石市に1つございます。以上、2カ所でございます。

○大澤委員 これ2次仮設、いわゆる破碎専用ラインですか。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 3の仮設焼却炉の状況というところをご覧いただきたいのですが、宮古の場合は宮古広域組合の敷地に岩手県がお願いをして、新たに1日当たり95トンの処理能力のものをつくっておりますし、釜石市におきましては、釜石市が地震の直前まで使っていた焼却炉を仮設焼却炉として使っております。以上、この2カ所

が仮設焼却炉になっております。

○大澤委員 この処理で結果的に残滓が物すごくあるわけですね。これを県は例えば10年かかってこの残滓処理をするのか、あるいは5年ぐらいで仮設の処理場をもう1カ所か2カ所つくって処理するのか、そこの計画はあるのですか。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 災害廃棄物につきましては、国のガイドラインに基づきまして、平成26年3月までに処理することになっております。要するに、発災から3年以内に処理をしろということになっておりまして、その3年以内の処理に対してただいま説明したとおり15.5%の進捗率ということでございます。

○大澤委員 ということは、もう1年数カ月過ぎているわけですね、3.11から。ということは、あと2年ないという状況の中で100%処理できますか。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 先ほどご説明したように、大船渡市を見ていただくと、現在約47%の進捗状況でございます。これは太平洋セメントという地元施設を使っていて、腐敗性の廃棄物から処理を行ったからであります。そのほかに岩手県が宮古と山田と大槌に破砕分別処理の施設をつくっているのですが、それが順調に軌道に乗って動き出したのが2月からでございます。その約半年間でここまで来ていると見ていただければと思います。陸前高田市と大船渡市は去年の6月頃から処理を始めました。一方、岩手県が処理の委託を受けている市町村、具体的に言いますと宮古、山田、大槌につきましては今年の2月、3月頃からスタートしています。要するに、昨年1年間かけて仮置き場に持っていくという作業をさせていただいて、その後に集めたものの処理を始めているということです。先ほどお話ししましたように生活に支障のあるようなごみが陸前高田あるいは大船渡でたくさんありましたので、太平洋セメントのキルンで先にそちらのほうから処理をしていただいていたということでもあります。ただ、まだ15.5%で、数字的には遅れています。特に遅れている津波堆積物、これは使い方について国から方針が示されておりましたので、国に要望しまして、今年5月25日に国から通達をいただきました。これに基づいて、岩手県の中で使うという方向性をマニュアルとして6月末につくって、処理を始めようとしているところです。ただ、復興工事に使っていただくということなので、その工事の進捗とあわせてかなければならないというようなことがございまして、現在公共工事事務局と調整をさせていただいているところです。なるべく早く処理が進むように進めていきたいと思っております。

○大塚会長 ほかにございますか。 はい、どうぞ。

○竹原委員 先ほど堆積物等の再利用という話がありまして、それを進める、早く進めると

ということで話を伺いましたが、被災地の自然環境に関しては、そこに今まで生活していた植物あるいは昆虫等の移動性が少ない生物には多大の被害といたしますか、影響があった部分もあります。現在でも生存しているものもありますし、新たに生育、生息環境ができて自然再生が進んでいる場所も多々あるわけですね。むしろ本来の自然に戻って、自然豊かになった地域も実は相当の面積にわたって存在しているわけです。

今回の堆積物等を利用して埋め立て、あるいは防潮堤の話もそうですけれども、防潮堤に使うというときに現在生き残っている生物たち、あるいは新たにできた自然環境に生育、生息している生物たちに被害を及ぼさないという大変ですけれども、何も調べないまま埋め立ててしまって、自然を破壊してしまうようなことがないように十分な注意を行っていただきたいということと、それに対する多分自然保護課の対応だと思うのですけれども、被災地の生物相に関する調査を行っているという話はこれからということを知っているのですけれども、これからでは非常に対応が遅いのではないのかなと。少なくともこの堆積物、中途の処理を進めることは十分わかってはいるのですけれども、何も現状をわからないまま進めてしまうと岩手の豊かな自然、岩手には景観を含めた自然が一番の売りだと思うのですけれども、その部分がなくなってしまうのは非常に惜しいですし、あるいは貴重な生物ですね、既に津波によって相当数ダメージを受けているのですけれども、再生された貴重な野生生物等もありますので、それを何とか保護するといいますか、移植等というのはちょっと確実性は少ないのですけれども、何とかそれを残ったもの、あるいは新たに生き延びられ、進出したものを保護するようなことを何とか考えて取り入れていただきたいということです。これは具体的な堤防をどうするか、どこを埋め立てるとということも加えて、実際の工事方法、例えば仮設道路をつくるというのは図面上に出てこなくても仮設道路による自然破壊というのは実は非常に大きいというのがわかっていまして、結果防潮堤ができたという図面を見せられても、実はどう工事するのだというところが非常に大きい部分がありまして、もう少しその辺の検討等もしていただきたいというのが希望です。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 実際の工事につきましては、それぞれ岩手県であれば県土整備部なり、農林水産部になるのですけれども、津波堆積物を使っていたら当たりまして両部あるいは国の工事であれば関係機関になると思いますけれども、そういったところと調整することになります。ただいまいただきましたご意見を公共工事を担当する部局に伝えまして、委員お話しありましたようなことのないようにできるだけ努めていきたいと思っております。

○大塚会長 よろしくお願いいたします。

ほかございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 特にございませんでしょうか。

それでは、その他の（２）のその他ということですが、野澤委員様のほうからちょっとお話があるということをお願いいたします。

○野澤委員 実は、お手元にビオトープという機関紙をお渡ししております。このビオトープ協会というのは、来年で創設20年になるわけですが、実は中身ではなくて、裏表紙を見ていただきたいのです。この裏表紙の写真は、実は岩手県立大学の第1調整池なのです。ここに写っておりますのは、県のレッドデータブックにも載っている貴重種のランであります。これ以外にヨシゴイが実はこの調整池で繁殖をしております。これは学校ができたときからこの調整池をこういう自然生態系豊かな形にしていこうということで、ビオトープ協会の特別会員でもあります平塚先生が中心になってこのビオトープづくりを進めてこられたのです。これは、今後県立大学の隣接する滝沢森林公園にもこの生態系をつなげていこうという計画を進めておられて、ビオトープ協会としても非常に高く評価をして、日本ビオトープ協会大賞をことし受賞しております。ここは自由に入ってみることもできますし、子供たちも受け入れて環境教育に使ったりしている場所でございますので、日本でも自慢できるようなビオトープでございますので、機会がありましたらぜひご覧いただきたいということでご紹介いたしました。機関紙は、特に今回は生態系ということで、特集を載せておりますけれども、お時間あるときにご覧いただければと思います。よろしくお願ひします。

○大塚会長 ありがとうございます。

何か質問等ございませんか。

どうぞ。

○市原委員 今のビオトープのことではなく、資料1—2のことで、議事とは関係ないのですけれども、感想のようなものよろしいでしょうか。

○大塚会長 はい。

○市原委員 表紙の平成22年と書いてあるのは、これ24年に改訂版が発行という形になるということですのでよろしいのですよね。24年の現在の視点からこれを見ますと、先ほど竹原先生からのご意見もあってちょっと思ったのですけれども、41ページの下の海岸に関する記述、それから43ページの④の海岸の保全に関する記述とか、これ津波の前の視点のものなの

かなと、今はもうちょっと表現の仕方が変わってもいいのかなとい感じましたので、感想として申し上げさせていただきます。

○大塚会長 事務局から。まず、表紙の22年5月となっておりますが、これは24年ではないかということです。

○伊勢環境生活企画室企画課長 これは、申しわけございません。前の原稿をそのまま使ってしまったので、24年の9月改訂になります。

あと今の部分でございますけれども、この計画は10年計画でつくってございまして、一昨年の末に策定いたしましたものでございますから、まだ2年たっていない状態でございます。前々回の昨年の審議会におきまして、指標等、津波の影響によって修正しなければならない部分については修正させていただいたところでございますけれども、本文等に関しましては、これの具体的な施策を展開する段階に起きまして、津波の影響等につきましては十分配慮して進めてまいりたいと考えております。

○大塚会長 よろしいでしょうか。

そのほか委員の皆様から、この際ですから何かご発言ございましたらお受けしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 特にございませんでしょうか、よろしいですか。

それでは、事務局から連絡等ございましたらお願いします。

○伊勢生活環境企画室企画室長 事務局から1点ご連絡ございます。本審議会終了後、2階竹の間におきまして、先ほどご説明いたしました水質部会が開催される予定でございますので、終わりましたら部会員の皆様は速やかに会場にご移動いただきたいと思います。

○大塚会長 この後、水質部会があるということでよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして議事を終了させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

○伊藤副部長兼生活環境部長 長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。

6. 閉 会

○伊藤副部長兼生活環境部長 以上で本日の審議会の全てを終了いたします。どうもありがとうございました。